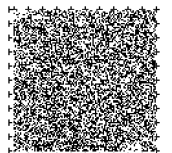


第5期日野市高齢者福祉総合計画  
【概要版】  
(案)

令和6年2月

日野市介護保険運営協議会



# 1 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市では、令和3年3月に策定した「第4期日野市高齢者福祉総合計画」において、目指すべき姿である「いつまでも安心して 自分らしく暮らせるまち 日野」の実現に向け、高齢者が自らの能力と活力を十分に発揮し、住み慣れた地域で個人の尊厳が守られながら自立した生活を送ることができる地域社会の構築を目指してきました。このたび計画期間が満了したことから、国の第9期計画の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第5期日野市高齢者福祉総合計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

## 2 根拠法令

「日野市高齢者福祉総合計画」は、「老人福祉計画」「介護保険事業計画」が含まれています。

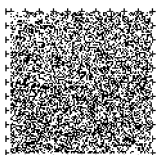
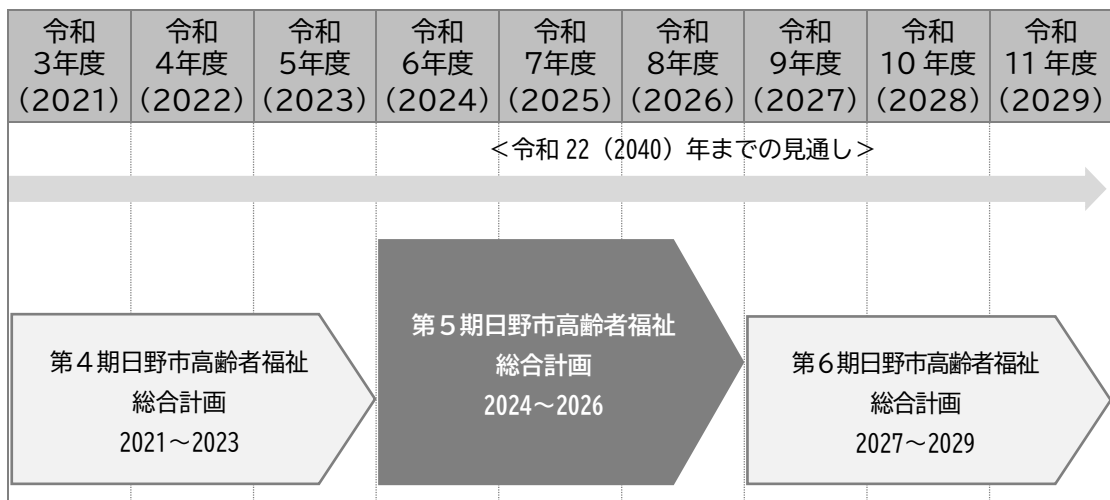
老人福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定による市町村老人福祉計画です。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定による市町村介護保険事業計画です。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

また、高齢者人口がピークを迎え、介護サービスの需要の増加・多様化が想定されるとともに、現役世代が急減する令和22年(2040年)を見据えた中長期的な視点を持ち、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて見直し・改善を図ります。



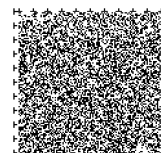
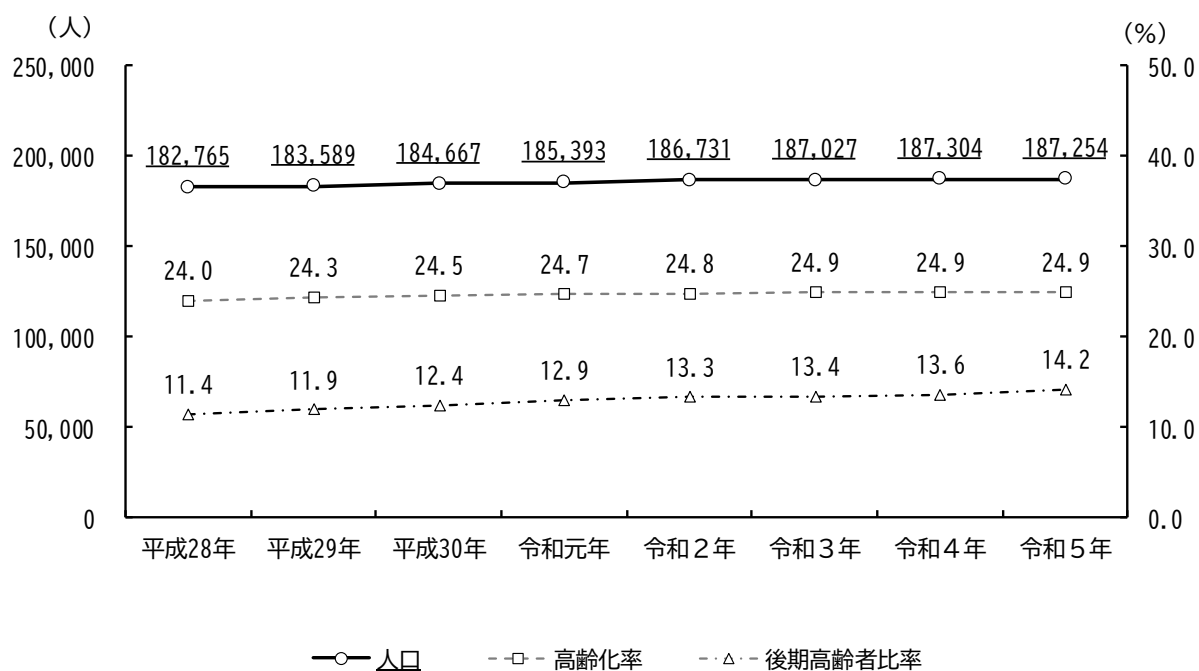
## 2 高齢者を取り巻く環境

### 人口と高齢化率の推移

日野市の人口動態をみると、令和4年まではゆるやかな増加傾向にありましたが、令和4年から令和5年では減少に転じ、令和5年1月には187,254人となっています。

人口構成をみると、高齢化率は横ばいで推移しているものの、後期高齢者比率は上昇が続いており、令和5年1月では14.2%と、7人に1人が後期高齢者となっています。

資料：住民基本台帳人口(日野市)各年1月



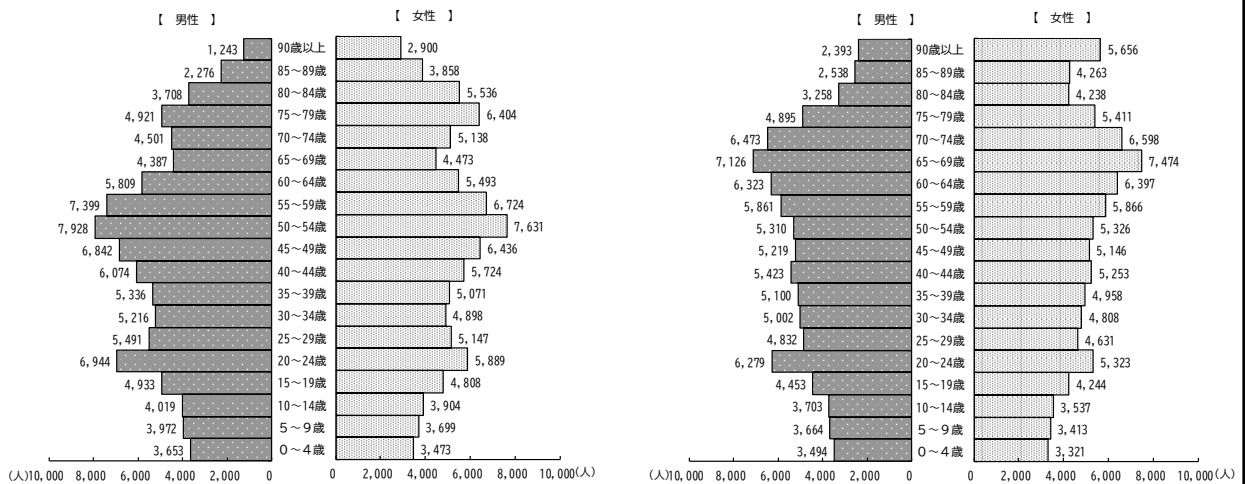
## 将来人口

本項目は、国立社会保障・人口問題研究所で平成30年（2018年）に実施された将来人口推計の日野市の結果です。

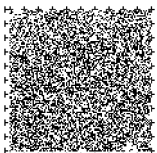
令和7年（2025年）推計を見ると、団塊の世代が後期高齢者となり、高齢化率が25.7%、75歳以上が16.1%となります。また、令和22年（2040年）には、団塊ジュニア世代が前期高齢者となり、高齢化率が34.1%、75歳以上が19.5%と、3人に1人以上が高齢者となると推計されています。

人口ピラミッド(令和7年(2025年))

人口ピラミッド(令和22年(2040年))



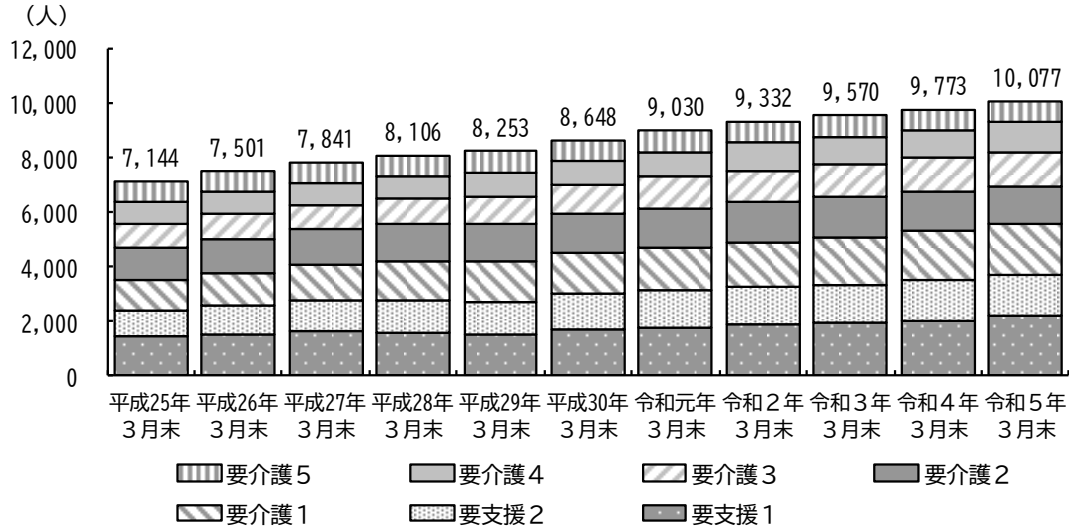
資料：国立社会保障・人口問題研究所男女・年齢(5歳)階級別データ  
『日本の地域別将来推計人口』(平成30年3月推計)



## 要介護(要支援)認定者数の推移

平成25年(2013年)3月末と、令和5年(2023年)3月末を比較すると、第1号被保険者数は約1.1倍であるのに対し、認定者数は1.4倍と、第1号被保険者の伸びよりも認定者数の伸びのほうが大きくなっています。

要介護度別に認定者数の推移をみると、要支援、要介護とも増加傾向にあり、特に要支援1は10年間で712人、要介護1は778人増加しています。

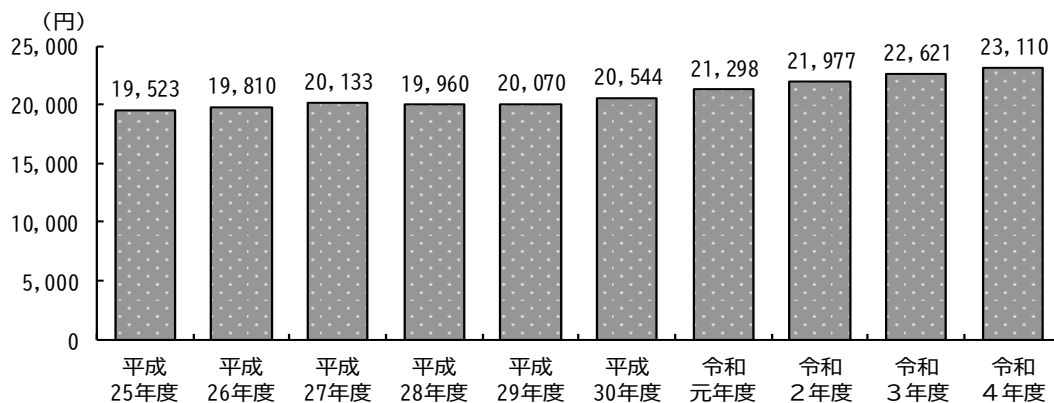


資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報 (令和3、4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

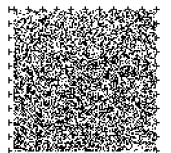
## 第1号被保険者一人あたりの保険給付

第1号被保険者一人あたり保険給付月額が増加傾向にあり、令和4年度(2022年度)時点では23,110円と、平成25年度より3,587円増加しています。今後、ますます高齢化が進展することから、引き続き給付額の増加が進むことが予測されます。

国、東京都と比較すると、日野市の第1号被保険者一人あたりの保険給付月額は国や都よりも低い水準となっているものの、その差が縮まってきています。



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報 (令和3、4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)



## 1 日常生活圏域

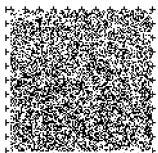
日常生活圏域とは、介護保険法第116条において、厚生労働大臣が定めることとされる「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針」において示されている考え方であり、身近な地域にさまざまなサービス拠点を整備し、たとえ要介護状態や認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービス基盤の整備を進めるために設定されるものです。

日野市では、『第3期日野市介護保険事業計画』（平成18年度（2006年度）から平成20年度（2008年度）まで）において、地理的条件、交通機関や駅の状況、人口、既存の介護サービス基盤等を勘案し、4つの日常生活圏域を設定しました。

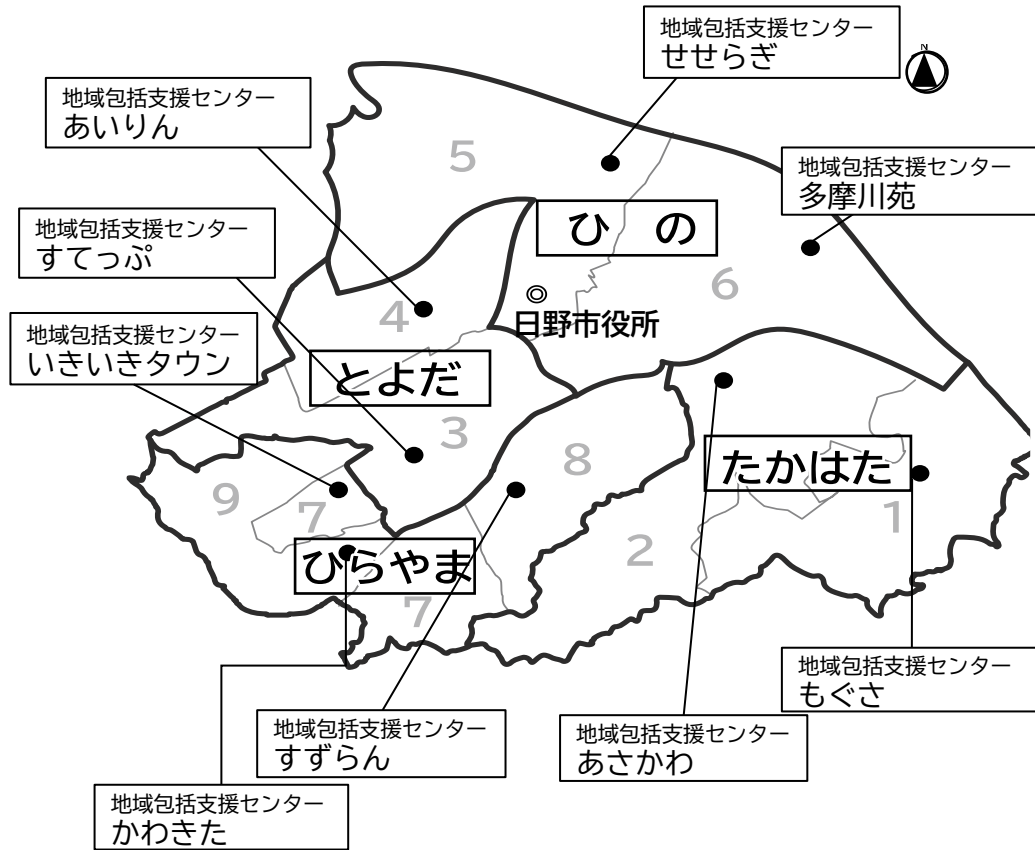
『第9期介護保険事業計画』においても、この考えを継承し、地域密着型サービスや介護サービス基盤の充実などを進めていきます。

日野市の日常生活圏域

名称	地域包括支援センター名	担当地域
たかはた	1 もぐさ	百草、落川、程久保(1～8丁目を除く)、三沢2丁目、三沢1289～1294番地
	2 あさかわ	高幡、三沢(1289～1294番地を除く)、三沢1・3～5丁目、新井、大字新井、程久保1～8丁目
とよだ	3 すてつぷ	豊田、大字豊田、東豊田、富士町、旭が丘2・5・6丁目、多摩平1・2丁目
	4 あいりん	多摩平3～7丁目、日野台4・5丁目、大坂上
ひの	5 せせらぎ	日野本町、神明、日野台1～3丁目、栄町、新町
	6 多摩川苑	万願寺、上田、川辺堀之内、日野、宮、石田、大字石田
ひらやま	7 いきいきタウン	東平山2・3丁目、平山
	8 すずらん	南平
	9 かわきた	旭が丘1・3・4丁目、西平山 東平山1丁目



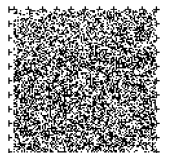
日常生活圏域と地域包括支援センター等の位置



各圏域の65歳以上人口は、ほぼ同数となっており、高齢者人口は圏域ごとに大きな差はありません。一方、高齢化率は、たかはた圏域で28.8%、ひの圏域で20.7%となっており、圏域ごとに差がみられます。また、要支援・要介護認定者数についても、ばらつきがみられることから、圏域ごとの特性に合わせた施策の検討を行っていきます。

【各圏域の人口等】

	たかはた	とよだ	ひの	ひらやま	合計
圏域人口	40,655人	46,589人	57,492人	42,444人	187,180人
市の人口との比率	21.7%	24.9%	30.7%	22.7%	100.00%
65歳以上人口	11,725人	11,137人	11,904人	11,772人	46,538人
市の65歳以上との比率	25.2%	23.9%	25.6%	25.3%	100.00%
75歳以上人口	6,954人	6,317人	6,604人	7,057人	26,932人
市の75歳以上との比率	25.8%	23.5%	24.5%	26.2%	100.00%
高齢化率	28.8%	23.9%	20.7%	27.7%	24.9%
要支援認定者数	972人	951人	836人	1,043人	3,802人
要介護認定者数	1,406人	1,508人	1,566人	1,500人	5,980人



### 3 日野市の高齢者福祉に関する6つの課題

本市の課題については、「いつまでも安心して自分らしく暮らせるまち 日野」が実現できるために必要な事項として、以下の6つを選びました。

#### 1 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアの推進のためには、専門職が協働して地域におけるネットワークを構築し、地域が抱える課題の解決に向け、包括的かつ継続的に支援していく地域包括支援センターの役割が重要となります。

また、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して自分らしい生活を送るためには、高齢者が徒歩で参加できる身近なところで介護予防に取り組めるよう、介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場を充実させるとともに、高齢者自らが介護予防に向けた活動の担い手となり、社会参加を促す機会づくりも必要です。

さらに、地域の見守り活動等とともに、ボランティア、特定非営利活動法人(NPO)や社会福祉法人等と共に支え合う地域づくりを進めていく必要があります。

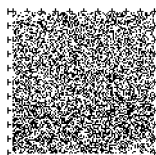
#### 2 担い手の確保と介護保険事業の充実

介護分野に従事する職員の人材不足が全国的に顕著になってきており、未経験者の参入促進を含めた人材の確保が喫緊の課題となっています。そのためには現在従事している職員のスキルアップを促進することで効率性及び生産性を高め、ロボットや情報通信技術(ICT)等を活用した負担軽減、業務効率化を行い、提供サービスのクオリティを向上させていくことが必要です。

今後、要介護認定者数が増加する中、必要な介護サービスニーズに対応するため、より一層、介護サービスの質の向上と確保に取り組むとともに、家族の負担を軽減するための支援の充実が求められます。

#### 3 高齢者の健康づくりと介護予防・重症化予防の推進

介護予防の活動の場への専門職の関与も含め、フレイル対策、オーラルフレイル対策を中心に、介護予防を更に推進していくことが必要です。





## 4 在宅療養体制の推進

在宅医療・介護の推進については、専門職のみでなく、広く市民に対して、在宅療養の理解の促進を図るとともに、在宅療養に関する不安や負担を軽減し、在宅療養を身近な選択肢の一つとして感じることができるよう体制の整備が必要です。在宅療養に関する医療や介護の情報を一元的に管理できる仕組みづくりが必要です。また、施策の改善に活用できるかたちでのデータ収集・管理する必要があります。

医療との連携においては、今後の連携強化に向けて、医療関係者と介護関係者の情報交換の場の確保や情報を共有する場の充実が必要となります。

さらに、令和5年度より、在宅療養支援課の一部業務が高齢福祉課に統合されたことを受け、「日野市在宅療養体制構築のための基本方針」に記載されていた事業内容を本計画で継承していきます。

## 5 認知症高齢者と家族を支える仕組みの充実

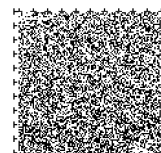
認知症の状態に応じて、適切な医療・介護サービスを受けることができるようケアの流れを可視化し、早期診断・早期対応を促進するための相談支援体制を強化する必要があります。

また、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人・家族への適切な支援や、支援者・サービス提供者への専門的な認知症ケアの質の確保・向上を通じ、地域における総合的かつ継続的な支援体制を確立し、認知症高齢者や家族等の介護者を支援していく必要があります。

## 6 高齢者がいきがいを持って安全に、かつ安心して暮らせるまちづくり

高齢化が進行する中で、高齢者がその有する能力に応じて、できる限り自立した日常生活を送ることができるようにするとともに、サービスを必要とする方に対し個々の状態に応じて必要なサービスが提供されるようにするためには、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を市の実情に応じて深化・推進していく必要があります。

また、災害時の避難支援等を円滑に行うため、避難行動要支援者登録制度に基づき、要支援者の情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、安全・安心な地域づくりが必要です。また、一般避難所での生活が困難な人については、安心して避難生活を送れるよう福祉避難所の指定等が必要です。



## 4 計画の基本的な考え方

### 1 日野市の目指すべき姿

近年の社会動向や、制度改正、日野市の状況を踏まえ、日野市の目指すべき姿は第4期の考え方を継承し、「いつまでも安心して 自分らしく暮らせるまち 日野」と設定します。

また、高齢者福祉施策を進めるための根幹となる考え方を示すものとして、3つの基本理念を設定し、目指すべき姿を達成するため、6つの施策の柱を定め、柱ごとに具体的な取組の内容と重点事業を位置づけています。

**いつまでも安心して  
自分らしく暮らせるまち 日野**

### 2 基本理念

#### (1) 高齢者の尊厳の保持と自立した生活を支援します。

「尊厳の保持」「自立した日常生活」は、介護保険法第1条に記述されています。高齢になっても、介護が必要になっても、「自分の意志」で「自分らしく」暮らしていくことで、生活の満足度を高めていけるよう情報提供及びサービスの充実を図ります。

なお、「自分らしく暮らせる」とは、その人の身体状況や経済状況に関係なく、「このようにして生活したい」と思う生活ができる姿を目指しています。

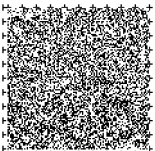
#### (2) 総合的な地域包括ケアシステムを進めます。

地域包括ケアシステムについては、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」という5分野のサービスを一体的にとらえることで、総合的な視点から高齢者福祉施策を「漏れなく・無駄なく・垣根なく」展開します。

また、いわゆる8050問題のように、高齢者問題に加えて、その他の課題を総合的に対応する地域包括ケアシステムの構築を図ります。

#### (3) 持続可能な支え合いの仕組みづくりを推進します。

高齢化がより一層進展する中、介護サービスやその他の地域生活支援サービスについて、年齢や立場に関係なく、高齢者を始めとした誰もが我が事として捉え、担い手としても参加できる仕組みが整うなど、持続可能な支え合いの仕組みづくりを進めます。あわせて、介護保険制度の健全な運用に努めます。



## 3 施策の柱

### 柱1 複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの推進

高齢者に限らず、障害者、子ども、貧困など、複合的な課題を抱える方に対して、重層的・包括的な相談・支援体制を構築します。

あわせて、地域包括支援センターの充実を図るとともに、高齢者の方を始めとして地域の方が介護や支援の担い手、受け手という概念にとらわれず、お互いが身近な地域で支え合い、いきいきと自立して生活できることを目指します。

#### 【重点事業】

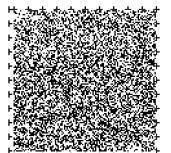
- 1102 地域ケア会議の推進
- 1301 生活支援体制整備事業の実施と地域活動団体の育成
- 1303 高齢者見守り支援ネットワークの充実

### 柱2 介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実

高齢者が、介護サービスや関連するサービスを利用したいと思うときに、適切なサービスを受けることができるよう、人材の確保を図ります。あわせて介護保険事業サービスの充実を図るとともに、各種の生活支援サービスの充実を図ります。

#### 【重点事業】

- 2101 介護人材確保事業の実施
- 2102 資格取得支援事業の実施



### 柱3 高齢者のフレイル予防と介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく、健康で過ごせるよう高齢者の健康づくりを支援し、フレイル予防・介護予防の取組を充実します。

#### 【重点事業】

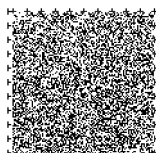
- 3105 介護予防・フレイル予防普及啓発事業
- 3106 地域介護予防活動支援事業の推進

### 柱4 在宅療養体制の推進

在宅療養における、4つの場面(日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り)における支援体制を整備していきます。支援にあたっては、在宅療養高齢者支援相談窓口を設置し、市民や支援者が各場面における相談、関係機関との調整が行えるようにするとともに、在宅療養について広く周知を行います。また、医療と介護の有機的なネットワークを構築していくことで、必要なときに在宅医療と介護が連携できるような体制の充実を図ります。支援事業の実施に当たっては、各種データを集約し、適切な支援が行えるように活用していきます。

#### 【重点事業】

- 4101 在宅療養高齢者支援相談窓口の充実



## 柱5 認知症の人とその家族を「共生」と「予防」の両面で支える 仕組みの充実

認知症基本法に対応した施策を実施し、認知症になっても、その人とその家族が必要な支援を受け、その人らしく生きられることを目指します。あわせて、自治会などの地域活動、学校などの教育機関と連携しながら、誰もが認知症のことを知り、支援の担い手になることができるよう援助します。

### 【重点事業】

- 5101 認知症の人や家族を支える医療と介護の連携
- 5201 認知症サポーターの養成
- 5301 認知症当事者及び介護者の交流を通じた認知症バリアフリーの推進
- 5302 チームオレンジの設置

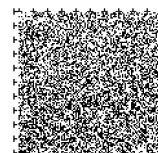
## 柱6 高齢者が尊厳を保持し、いきがいを持って安全に・かつ安心して暮らせる支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく過ごせるよう高齢者自身の取組と高齢者を支えるサービスや仕組みの充実を目指します。

また、災害などが発生した場合でも、高齢者が安心して生活でき、安全が確保されるような仕組みの充実を図るとともに、身体機能等が低下しても、住み慣れた家で住み続けることができるよう、支援機器等の提供の充実を図ります。

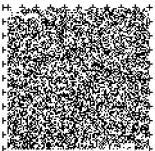
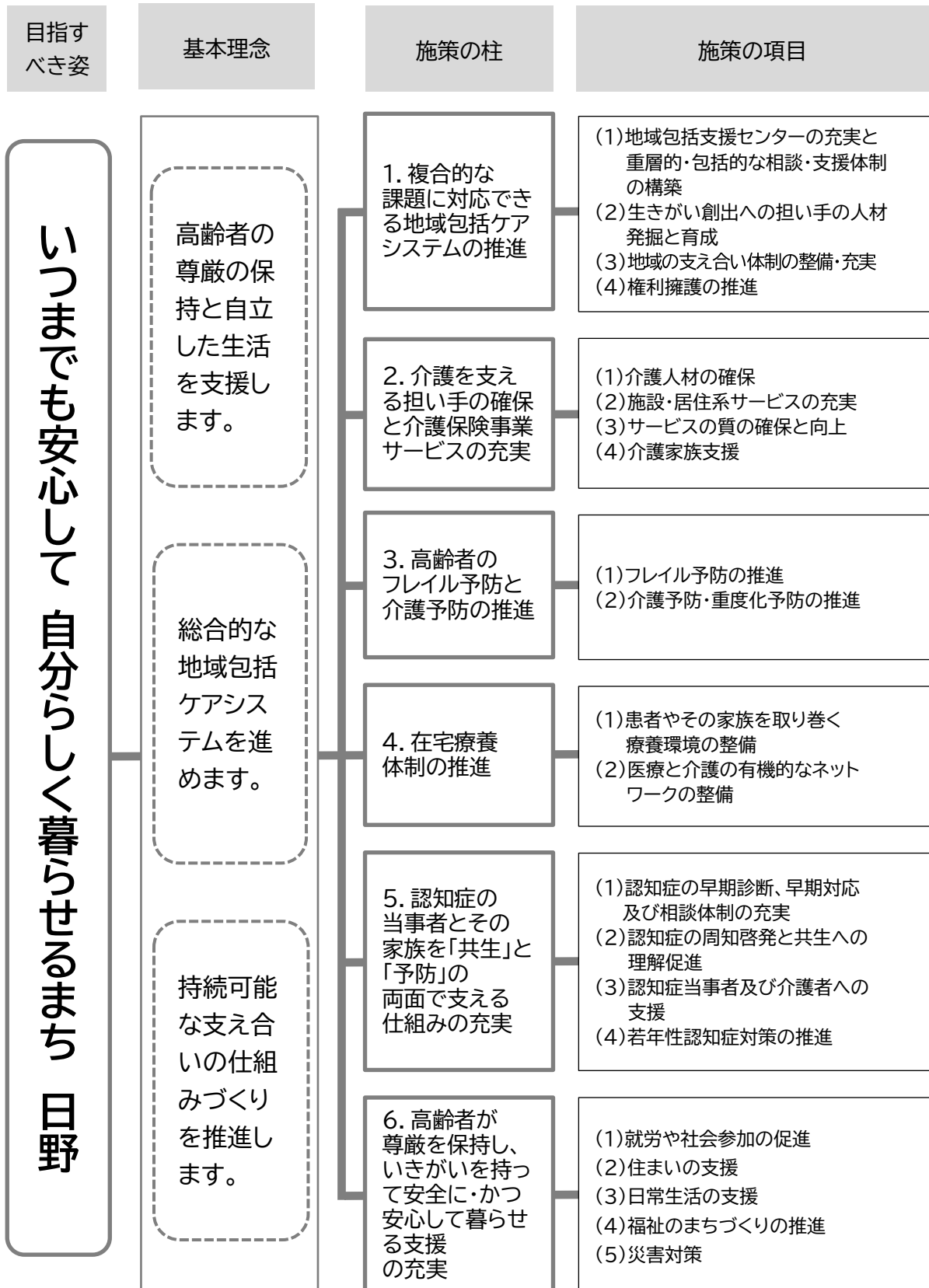
### 【重点事業】

- 6501 災害時及び災害に備えた地域での避難行動要支援者の支援体制づくり



# 5 高齢者施策の体系

【施策体系図】

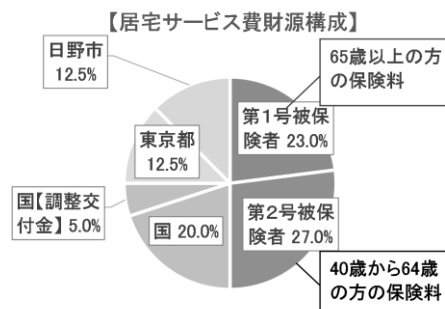


## 6 介護保険に関する財政見通し

### 1 介護保険財政の制度概要

介護保険に関する給付費は、サービスを利用するときの利用者負担分を除き、50%を介護保険料、50%を公費（国、都、日野市）で負担します。

第1号被保険者の負担割合は、第8期同様の23%となっています。



### 2 介護保険サービスの見込み量と給付費の推計

#### (1) 被保険者数の推計

(人)

	第8期計画期間（実績値）			第9期計画期間（計画値）			令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
第1号被保険者	46,609	46,638	46,610	46,794	46,969	47,386	57,215
65～74歳	21,278	20,242	19,248	18,643	17,973	18,177	26,744
75～84歳	17,332	18,002	18,667	19,070	19,512	19,300	16,874
85歳以上	7,999	8,394	8,695	9,081	9,484	9,909	13,597
第2号被保険者数	64,982	65,903	66,611	67,012	67,479	67,212	57,310
合計	111,591	112,541	113,221	113,806	114,448	114,598	114,525

#### (2) 要介護（要支援）認定者数の推計

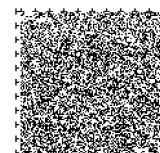
(人)

	第8期計画期間（実績値）			第9期計画期間（計画値）			令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
第1号被保険者	9,504	9,830	10,094	10,347	10,735	11,016	13,576
65～74歳	1,000	957	955	914	878	873	1,259
75～84歳	3,474	3,599	3,646	3,758	3,889	3,887	3,260
85歳以上	5,030	5,274	5,493	5,675	5,968	6,256	9,057
第2号被保険者数	183	193	215	222	221	221	189
合計	9,687	10,023	10,309	10,569	10,956	11,237	13,765

#### (3) 介護サービスと介護予防サービスの給付費の推計

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
合計	13,964,443	14,191,211	14,426,786	19,698,186
在宅サービス	7,205,285	7,310,418	7,485,733	10,044,567
居住系サービス	1,993,712	2,032,082	2,061,203	2,871,032
施設サービス	4,765,446	4,848,711	4,879,850	6,782,587

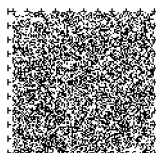


### 3 介護保険サービスの見込み量と給付費の推計

標準給付費見込額の算出にあたっては、総給付費に加え、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費給付額、算定対象審査支払手数料を合算した金額が、標準給付費見込額になります。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
標準給付費見込額	14,710,362	14,942,465	15,183,158	20,719,930
総給付費	13,964,443	14,191,211	14,426,786	19,698,186
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	210,566	210,665	210,670	323,235
特定入所者介護サービス費等給付額	210,566	210,665	210,670	323,235
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	463,851	468,489	473,174	608,873
高額介護サービス費等給付額	463,851	468,489	473,174	608,873
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0
高額医療合算介護サービス費等給付額	55,828	55,851	55,863	69,222
算定対象審査支払手数料	15,674	16,249	16,665	20,414





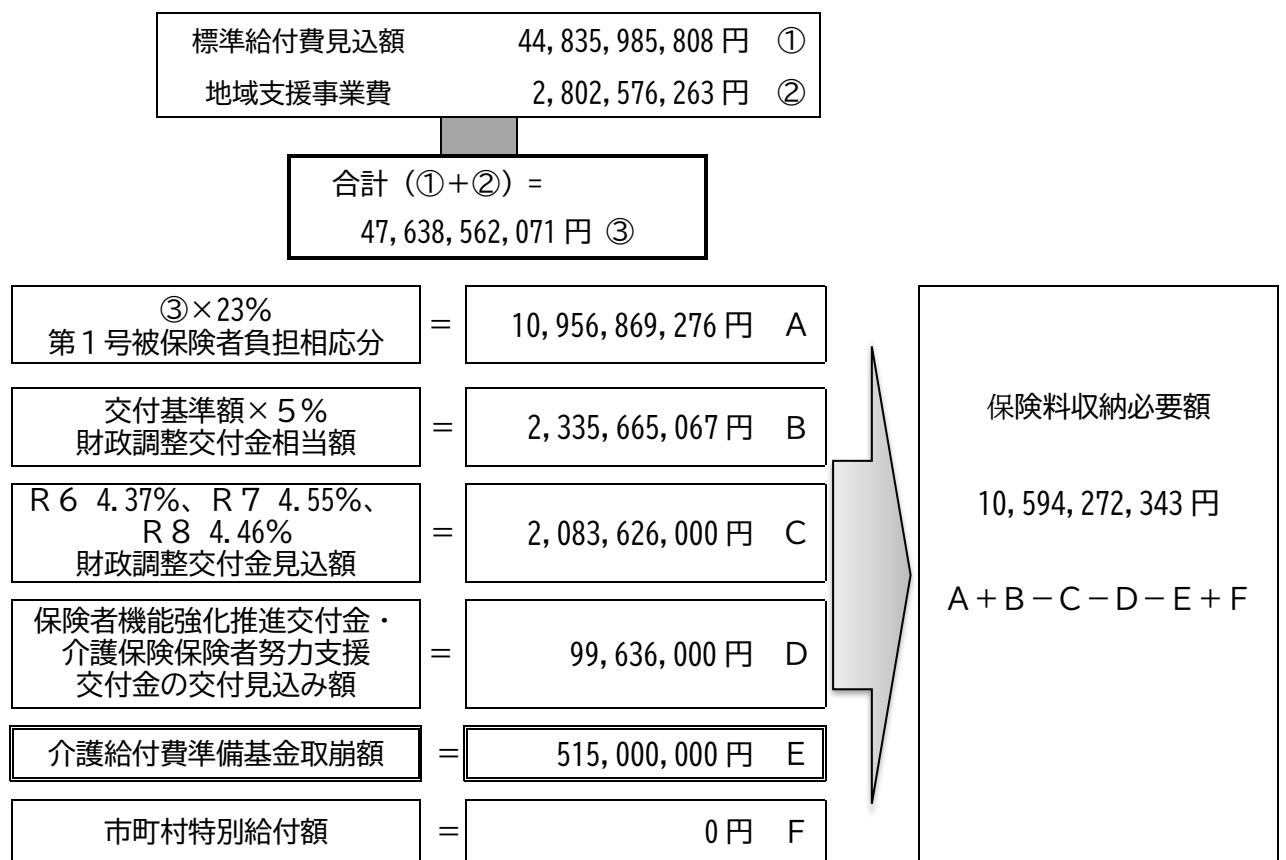
## 4 介護保険サービスの見込み量と給付費の推計

標準給付費及び地域支援事業費見込み額をもとに、令和6年度(2024年度)からの介護保険料額を算出します。

### (1) 介護保険料収納必要額の算定

令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)までの3年間における第1号被保険者が担う保険料収納必要額を算出します。

保険料収納必要額の算出プロセス



※財政調整交付金とは

国が市町村ごとの介護保険財政の均衡を図るため、決められた指標(75歳以上の高齢者割合、85歳以上高齢者割合等の係数と所得段階別被保険者割合)に基づき交付されます。

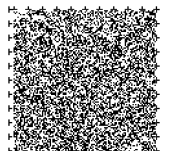
※介護給付費準備基金について

市区町村の条例により設置され、各年度で介護保険財政の黒字が発生した場合、基金に積み立て、逆に赤字の時に取崩し補てんします。

計画策定の段階で積立金の残高がある場合、取り崩すことを前提で保険料の算定を行うと、保険料収納必要額が低くなり、それにより基準額を下げるすることができます。

※保険者機能強化推進交付金等とは

高齢者の自立支援、重度化防止策等に係る交付金で保険者機能強化推進交付金(平成30年度～)と介護保険保険者努力支援交付金(令和2年度～)があります。これらの交付金は保険料負担分に充当することができるため、交付金見込額を含めて算定を行うと、保険料収納必要額が低くなり、それにより基準額を下げるすることができます。



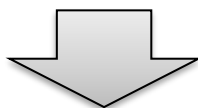
## (2)介護保険料基準額の算定

令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)の3年間の介護保険料基準額を算出すると、次のようになります。

保険料賦課総額＝ 10,691,565,589 円  
(保険料収納必要額 10,594,272,343 円÷予定保険料収納率 99.09%  
(令和6年度～令和8年度までの平均予定収納率))

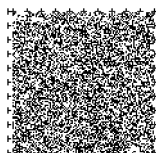
÷

補正第1号被保険者数(3年間 145,701 人)  
※補正第1号被保険者数とは、第1号被保険者数合計値に前頁設定の割合を加味し補正した人数です。



**年額 73,380 円**＝(保険料賦課総額 10,691,565,589 円÷補正第1号被  
保険者数 145,701 人)

**月額 6,115 円**＝(年額 73,380 円÷12 月)



第9期介護保険事業計画の保険料見込額（令和6年4月1日～令和9年3月31日まで）

所得段階	対象者		第9期		（参考）第8期	
			保険料率 （基準額に対 する割合）	保険料 年額 （月額）	保険料率 （基準額に対 する割合）	保険料 年額 （月額）
第1段階	生活保護受給者		基準額 ×0.285	20,910円 (1,743円)	基準額 ×0.30	22,014円 (1,835円)
		公的年金収入額（※1）+（合計所得金額（※2）-年金収入に係る所得（※3））の額が80万円以下				
第2段階	市民税 非課税世帯	公的年金収入額（※1）+（合計所得金額（※2）-年金収入に係る所得（※3））の額が80万円超120万円以下	基準額 ×0.485	35,580円 (2,965円)	基準額 ×0.50	36,690円 (3,058円)
第3段階		公的年金収入額（※1）+（合計所得金額（※2）-年金収入に係る所得（※3））の額が120万円超	基準額 ×0.685	50,260円 (4,189円)	基準額 ×0.70	51,366円 (4,281円)
第4段階	市民税 課税世帯で 本人非課税	公的年金収入額（※1）+（合計所得金額（※2）-年金収入に係る所得（※3））の額が80万円以下	基準額 ×0.85	62,370円 (5,198円)	基準額 ×0.85	62,373円 (5,198円)
第5段階 （基準段階）		公的年金収入額（※1）+（合計所得金額（※2）-年金収入に係る所得（※3））の額が80万円超	基準額 ×1.00	73,380円 (6,115円)	基準額 ×1.00	73,380円 (6,115円)
第6段階	市民税 本人課税	合計所得金額（※2）が125万円未満	基準額 ×1.10	80,710円 (6,727円)	基準額 ×1.10	80,718円 (6,727円)
第7段階		合計所得金額（※2）が125万円以上190万円未満	基準額 ×1.25	91,720円 (7,644円)	基準額 ×1.25	91,725円 (7,644円)
第8段階		合計所得金額（※2）が190万円以上400万円未満	基準額 ×1.50	110,070円 (9,173円)	基準額 ×1.50	110,070円 (9,173円)
第9段階		合計所得金額（※2）が400万円以上600万円未満	基準額 ×1.73	126,940円 (10,579円)	基準額 ×1.65	121,077円 (10,090円)
第10段階		合計所得金額（※2）が600万円以上800万円未満	基準額 ×1.88	137,950円 (11,496円)	基準額 ×1.80	132,084円 (11,007円)
第11段階		合計所得金額（※2）が800万円以上1,000万円未満	基準額 ×2.09	153,360円 (12,780円)	基準額 ×2.00	146,760円 (12,230円)
第12段階		合計所得金額（※2）が1,000万円以上1,200万円未満	基準額 ×2.36	173,170円 (14,431円)	基準額 ×2.25	165,105円 (13,759円)
第13段階		合計所得金額（※2）が1,200万円以上1,400万円未満	基準額 ×2.62	192,250円 (16,021円)	基準額 ×2.5	183,450円 (15,288円)
第14段階	合計所得金額（※2）が1,400万円以上	基準額 ×2.88	211,330円 (17,611円)	基準額 ×2.75	201,795円 (16,816円)	

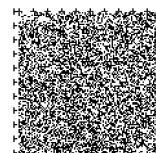
※1 公的年金等収入額…所得税法第35条に規定される、課税の対象となる年金の収入額です。（遺族年金・障害年金は対象になりません。）

※2 合計所得金額…収入から必要経費に相当する金額を控除した額です。（扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の額です。）

第1段階から第5段階の方 給与所得を含む場合は10万円を控除（「所得金額調整控除」の適用がある場合は、当該合計所得金額に「所得金額調整控除」を加えた上で10万円を控除）した額を用います。さらに、土地売却等に係る特別控除がある場合は、当該合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

第6段階から第14段階の方 土地売却等に係る特別控除がある場合は、当該合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※3 年金収入に係る所得…その年中の公的年金等の収入金額から、公的年金等の控除額を控除した残額です。



# 日野市高齢者憲章

(平成 29 年 1 月 1 日制定)

わたくしたち日野市民は、日野市民憲章の趣旨を大切にしまちづくりを進めて参ります。

高齢化が進む中、意欲と経験のある高齢者は、社会の大切な担い手として活躍し、支えの必要な高齢者は、周囲の人々や社会がしっかり支え、全ての高齢者がいつまでも健康で明るく幸せに暮らしていけることを願って、この高齢者憲章を定めます。

- 1 全ての市民は、長く社会につとめた先輩として、高齢者を敬愛します。
- 2 高齢者は、家庭及び地域や社会の一員として、共に支え合います。
- 3 高齢者は、家庭及び地域や社会により、健康と明るいくらしが守られます。
- 4 高齢者は、知識や能力を活かして社会で活躍し、知恵や経験を次の世代に伝えます。
- 5 高齢者には、健康維持と生きがいをつくるため、社会参加の道が開かれます。

